

## 船橋市牛海綿状脳症（狂牛病）の風評等被害緊急対策資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、牛海綿状脳症（狂牛病）患者が発生したことに伴う風評等被害により経営に支障を来している酪農家及び肉用牛農家（以下「酪農家等」という。）が船橋市農業協同組合から牛海綿状脳症（狂牛病）の風評等被害緊急対策資金（以下「緊急対策資金」という。）の貸付けを受けた場合、市が当該金融機関に対し船橋市牛海綿状脳症（狂牛病）の風評等被害緊急対策資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 市は、当該金融機関が次条に定める要件に従い、酪農家等に緊急対策資金を貸し付けた場合、当該金融機関に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付するものとする。

2 前項に規定する利子補給金の割合は、年利1.495パーセントとする。

3 第1項に規定する利子補給金の交付を受けた当該金融機関は、緊急対策資金の貸付けを受けた酪農家等から当該緊急対策資金に係る利子の弁済を受けるに際し、次条第2号に規定する貸付金利から前項の規定による利子補給率を減じた額としなければならない。

(利子補給金交付対象貸付事業の要件)

第3条 利子補給金の交付対象となる緊急対策資金の貸付事業（以下「利子補給金交付対象貸付事業」という。）は、次に掲げる要件を備えた事業とする。

(1) 緊急対策資金の用途は、一般的な生活資金（既借入金の借換資金を除く。）、雇用者の賃金又は出荷等に必要一般的な経費とする。

(2) 緊急対策資金の貸付金利は、年利2.35パーセントとする。

(3) 緊急対策資金の償還期間は貸付後5年以内とし、うち据置期間は1年以内とする。

(4) 緊急対策資金の貸付実行期限は、平成14年3月29日とする。

(5) 緊急対策資金の各貸付対象者に対する貸付額の総額は、600万円以内とする。

(6) その他千葉県牛海綿状脳症（狂牛病）の風評等被害緊急対策資金利子補給費補助金交付要綱別表第4に規定する取扱基準に適合すること。

(事業承認の申請)

第4条 当該金融機関は、利子補給金交付対象貸付事業を行おうとするときは、船橋市牛海綿状脳症（狂牛病）の風評等被害緊急対策資金利子補給金交付対象貸付事業承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業の承認)

第5条 市長は、前条に規定する申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、船橋市牛海綿状脳症（狂牛病）の風評等被害緊急対策資金利子補給金交付対象貸付事業承認書（第2号様式）により当該金融機関に通知するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第6条 当該金融機関は、毎年利子補給対象期間（1月1日（同日後に緊急対策資金の貸付けを受けた者にあつては、貸付けを受けた日）から12月31日（同日前に緊急対策資金の償還が完了した者にあつては、償還が完了した日）までをいう。以下同じ。）が終了後、市長が定める期日までに船橋市牛海綿状脳症（狂牛病）の風評等被害対策資金利子補給金交付申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、船橋市牛海綿状脳症（狂牛病）の風評等被害緊急対策資金利子補給金交付決定書（第4号様式）により当該金融機関に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 当該金融機関は、毎年利子補給対象期間が終了後、市長が定める期日までに船橋市牛海綿状脳症（狂牛病）の風評等被害緊急対策資金利子補給金交付対象貸付事業実績報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない

(利子補給金の請求)

第9条 当該金融機関は、利子補給金の交付決定を受けた後、船橋市牛海綿状脳症（狂牛病）の風評等被害緊急対策資金利子補給金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求に当たっては、当該金融機関は、毎年1月31日までに前年の利子補給対象期間に係る利子補給金を請求しなければならない。

(利子補給金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、次に掲げる事項に該当するときは、利子補給金の交付を中止し、又は既に交付した利子補給金の一部若しくは全部を返還させるものとする。

- (1) 当該金融機関が自己の責めに帰すべき理由により、この要綱に違反したとき。
- (2) 酪農家等が緊急対策資金を第3条第1号又は第6号に規定する用途以外に用いたとき。

(調査への協力)

第11条 当該金融機関は、市長が利子補給金交付対象貸付事業について調査の必要を認めたときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月17日から施行し、平成13年度予算に係る利子補給金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。